

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月16日から40年2月1日まで
昭和38年3月にB社（現在は、C社）に入社し、45年10月に退社するまで、同社及びその関連会社に継続して勤務していたが、D社からA社に異動した39年12月16日から40年2月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している申立人の退職連絡簿及び申立人と同日付けでD社からA社に異動した元同僚が所持する給与明細書により、申立人は、申立てに係るC社の関連会社に継続して勤務し（D社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、C社が保管する申立人と同日付けでD社からA社に異動した元同僚に係る人事記録から判断して、昭和39年12月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないが、商業登記簿謄本によると、同社は39年12月16日に設立登記されている上、複数の元同僚が、申立期間当時、5人以上の従業員が継続して勤務していたと証言していることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていた

ものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、事業主は適用事業所に該当する事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（C社に統合され、現在は、D社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月2日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているが、申立期間当時はE社のグループ会社に勤務しており、F市の工場からG町の工場に転勤したが、退職することなく継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びH健康保険組合が発行した健康保険資格喪失証明書により、申立人はA社B工場及び関連会社のC社I工場（現在は、D社）に継続して勤務し（A社B工場からC社I工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「9名の同僚と同日に転勤した。」と主張しているところ、D社は、当該9名を含む元同僚について、C社I工場における資格取得日は昭和49年9月2日であると回答していることから判断して、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票における昭和49年8月の随時改定の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含む12名が、昭和49年8月31日にA社B工場において被保険者資格を喪失し、同年9月2日にC社I工場において再取得しており、当該12名全員の申立期間に係る被保険者記録が確認できないことから、事業主が同年8月31日を資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで
年金記録を見ると昭和35年12月の1か月が空いた状態となっている。当該月には、C社からA社B工場に転勤し、継続して勤務していたので、年金記録が間違っていると思う。
正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の社会保険事務担当者及び元同僚の証言により、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社の申立期間当時の社会保険事務担当者が、「給与計算の締め日に当たる昭和35年12月20日付けで資格喪失の届出を行い、同年12月の保険料は異動先のA社で納付してもらうことを想定していたが、両社間の異動に伴う事務引継ぎが適切に行われていなかった。」との証言をしていることから判断して、同年12月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む34名が、昭和35年12月20日にC社において被保険者資格を喪失し、36年1月1日にA社B工場において再取得しており、当該34名全員の被保険者記録に欠落が生じていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に

係る 35 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月30日から同年10月1日まで
申立期間の頃、A社から関連会社であるB社に転籍となったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、社会保険事務担当者及び元同僚の証言により、申立人がA社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和61年10月1日にA社から関連会社であるB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年8月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、事業主が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和61年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月30日から同年10月1日まで
申立期間の頃、A社から関連会社であるB社に転籍となったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、社会保険事務担当者及び元同僚の証言により、申立人がA社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和61年10月1日にA社から関連会社であるB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年8月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、事業主が厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和61年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 7 月 14 日付けで行われた申立人の年金記録に係る通知について、同日後に判明した事実により、申立期間のうち、16 年 12 月 1 日から 17 年 8 月 1 日までの期間については、当該通知によらず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月 1 日から 17 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 1 月から 17 年 7 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっており、受け取っていた給与よりかなり低い金額になっている。

申立期間もそれまでと同じくらいの額の給与が支給されていたので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 16 年 12 月 1 日から 17 年 8 月 1 日までの期間については、16 年 12 月 7 日付けで行われた標準報酬月額の減額訂正処理により、当該期間の標準報酬月額は、当初の 32 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられているところ、申立人の「平成 17 年の源泉徴収票」により、申立人は、当該期間において当該訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることを理由として、既に当委員会の決定に基づき、22 年 7 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、上記の通知後、同僚が当該事業所における本件と同じ期間の標準報酬月額の記録訂正を求めた申立てにおいて、当該同僚の標準報酬月額は、平成 16 年 12 月 7 日付けで、当初の標準報酬月額を 9 万 8,000 円に遡及して訂正され、資格喪失日（17 年 8 月 1 日）まで継続していることが確認できる上、当該同僚が所持する給与明細書では、給与支給総額が当該遡及訂正後の標準報酬月額に相当する金額に引き下げられた状況は確認できず、当該遡及訂正が事実と反する訂正であったことがうかがえることから、16 年 12 月 7 日付けで行われた処理に合理的な理由はなく、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立期間の標準報酬月額は、遡及訂正前の標準報酬月

額に記録訂正されている。

これを踏まえて、申立人のオンライン記録並びに申立人に係る「預金共通月中異動および残高明細表」及び「平成17年分給与支払報告書」を改めて確認したところ、同僚の申立てと同様に、遡及して訂正された標準報酬月額が、資格喪失日（17年8月1日）まで継続している上、16年12月1日から17年8月1日までの期間における給与支給額は、当該訂正処理前の標準報酬月額（32万円）に見合う額であることが推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人に係る平成16年12月7日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実を即したものと考えることが難しく、社会保険事務所（当時）が当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立期間のうち、平成16年12月1日から17年8月1日までの期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月1日まで
A社からB社（現在は、C社）に移籍した昭和51年4月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、A社から1日も空けることなくB社へ移籍した。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社から提出された人事決裁書及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は昭和51年4月30日までA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和51年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できないが、同社の商業登記簿謄本により事業継続が確認できる上、雇用保険の記録によると、申立人を含む7人が同年4月30日に離職していることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に適用事業所でなくなった届出を誤って提出したと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで

昭和42年にA社に入社後、45年12月1日付けで関連会社であるC社に出向した。この出向の際、期間を空けずに継続して勤務していたにもかかわらず、同年11月が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者名簿により、申立人が当該事業所及び関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管している「厚生年金番号台帳」における申立人の被保険者資格喪失日が昭和45年11月30日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 8 月まで

申立期間の標準報酬月額が 17 万円と記録されているが、毎月の給与額は従前と変わらず、20 万円ぐらいであったはずなので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた報酬額より低いと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していない上、商業登記簿によると、当該事業所は既に解散しており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、随時改定については、昇給などにより固定的賃金の変動した場合に、変動月以降 3 か月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級が従来の標準報酬月額の等級と比較して 2 等級以上変動したときに行うとされているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 60 年 9 月の随時改定により、17 万円（第 22 等級）から 22 万円（第 26 等級）に改定されているが、仮に申立人の主張のとおり、申立期間の標準報酬月額が 20 万円（第 25 等級）であった場合には、当該随時改定前後の標準報酬月額（20 万円と 22 万円）に 2 等級以上の差が生じないことから、当該随時改定を行う必要はなかったこととなる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間において、申立人のほかに 36 名の被保険者が確認できるところ、そのうちの 5 名についても申立人と同様に標準報酬月額が従前よりも減額されていることから、申立人の標準報酬月額のみが不自然であるとは言えない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して引き下げられた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。